



総 第 6 9 号
平成20年12月26日



様

福島県警察本部総務課長



ご質問に対する回答について

平成20年12月20日付け文書によりご質問のありました件につきまして、次のとおり回答致します。

記

1 捜査について

福島県警察としては、法と証拠に基づいて必要な捜査を行ったもので、被疑者の逮捕については、当時、証拠隠滅の虞が認められたことから、裁判官に逮捕状を請求し、その発付を得て、逮捕したものであります。

医療行為をめぐる事件の捜査については、判決を踏まえ、今後も、慎重かつ適切に捜査を行ってまいります。

2 表彰について

表彰につきましては、事件捜査を遂げて、捜査を終了した段階を捉え、事件の重大性や捜査の困難性等、対象となる部署の功労を総合的に判断し、顕著な功労があったものと認めて表彰したものであります。

福島県警察としては、本件捜査は適正な手続きにより行われたものであり、また、本判決におきましても、捜査手続きの違法性などについて指摘されたものでもありませんので、表彰そのものを取り消したり、表彰の返還を求めることは考えておりません。

以上

(連絡先 024-522-2151内線2110)